大阪府議会オンライン委員会運営要綱

令和2年9月30日

議会運営委員会決定

資料１

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府議会委員会条例（昭和31年大阪府条例第45号。以下「条例」という。）第12条の２第１項の規定によるオンラインを活用した委員会（大阪府議会議会運営委員会条例（平成３年大阪府条例第39号）第18条において準用する議会運営委員会を含む。以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第４項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（オンライン出席委員の責務）

第２条　オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　情報セキュリティ対策を適切に講じること。

　⑵　オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。

　⑶　委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

２　オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

３　オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

（オンライン委員会の開会）

第３条　条例第12条の２第１項第２号の規定により、オンライン委員会の開会を求める委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の２日前（府の休日にあたる日は、日数に算入しない。）の午後１時までに、オンライン委員会開会請求書（様式第１号）を委員長に提出しなければならない。

２　委員長は、条例第12条の２第１項第１号に該当すると認めるとき、又は前項の請求がやむを得ない事由によるものと認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者（議会運営委員会にあっては、理事。以下同じ。）の意見を聴くことができる。

３　委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

（オンラインによる出席の申請）

第４条　前条第３項の通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の１日前（府の休日にあたる日は、日数に算入しない。）の午後１時までに、オンライン出席申請書（様式第２号）を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第１項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。

２　委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。

（委員長、副委員長のオンライン出席の取扱い）

第５条　委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。

（オンライン出席委員）

第６条　委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声が確認できる場合に限り、条例第12条の２第３項に規定する出席委員と認めるものとする。

（表決の方法等）

第７条　委員長は、起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により１人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。

２　委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。

３　表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

４　オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

（秩序保持に関する措置）

第８条　オンライン出席委員が条例第20条第２項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年９月30日から施行する。

オンライン委員会開会請求書

令和　　年　　月　　日

府民文化常任委員会

　委員長　永　井　公　大　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員名

　大阪府議会委員会条例第12条の２第１項第２号の規定により、オンラインを活用した委員会を開会することを求めます。

　　　１　開会日

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　２　理由

　　　３　メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

　　　４　緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）

※本請求書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

オンライン出席申請書

令和　　年　　月　　日

府民文化常任委員会

　委員長　永　井　公　大　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員名

大阪府議会委員会条例第12条の２第２項の規定により、委員会にオンラインにより出席することの許可を求めます。

　　　１　開会日

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　２　理由

　　　３　メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

　　　４　緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）

※本申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。